

高松市生涯学習センター 生涯学習推進事業 [センター利用促進事業]

## 「暮らしを見つめなおす講座④ 遺産分割・遺言および裁判員制度」

を開催しました



平成22年10月6日、高松家庭裁判所事務局 総務課長 小西 孝雄さんを講師にお迎えしました。

遺産分割と遺言について丁寧に説明していただき、受講生からの質問にも1つ1つお答えいただきました。

相続人と相続分について相続関係図を見ながら様々なケースを想定したり、遺言作成にあたって注意しなければならないことを学びました。自筆証書遺言は、署名だけでなく全文自筆でなければならないこと、遺言に明記していても裁判所の判断で遺言のとおりにはならなかったり、法的拘束力がない事項があることなど知っているようで知らないことが多くありました。

遺産相続について、相続人の意向などが整っている場合は司法書士に、くわしい相談をしたい場合は弁護士に、調停になりそうな場合は家庭裁判所の手続き案内に相談すると良いそうです。

講座の後半には、昨年からはじめた裁判員制度についての質問にもお答えいただきました。

香川県でも毎月数回行われていて、平成23年度には、香川県内で3,400人が裁判員候補者として選ばれる予定だそうです。いつ自分が選ばれても良いように心の準備が必要だと感じました。

